

横芝の碑 (その三十八)

〈東京力士小錦と琴平の玉垣〉

横芝町と松尾町の境に建っている琴平神社正面の一の鳥居をくぐろうとして、すぐ左手の玉垣を見ますと、その親柱には、横綱小錦八十吉、と刻まれています。

これは横芝町出身、第十七代横綱小錦の奉納によるものです。小錦のことについては、すぐ近くの上町墓地に墓石が建っていますし本紙や横芝町史にも詳しいことが掲載されておりますので、よく御存知のことと思います。

しかし、この玉垣奉納について

は、故郷に錦を飾った天下の横綱が、横綱允許を記念し、また将来の隆昇を祈願したもの、と考えておられる人もあるようですが、これは大分違うように思われます。

と申しますのは、小錦奉納による玉垣の親柱が、いま一本あるのです。それは、やはり正面の玉垣で、横芝寄の角にたっている親柱です。これには、東京力士小錦八十吉と刻まれています。

小錦八十吉は、琴平神社境内に接した岩井家に生れ、力士を志し

て東京に出るまでの幼少年時代はこの地で育ったのです。従って、琴平様の庭や杜殿、そして玉垣や森等総て、八十吉少年の遊び場となっていたと思います。

厳しい土俵生活の明け暮れにもきつと、我が家と共に琴平様が懐しく思い出され、時には、遙か上総国の空を眺めながら、琴平様の手を合せて、何事かを祈願したこともあった筈です。岩井家の神棚には、琴平様を模した神殿が飾られていた、ということですから、常に、琴平様を崇拜する心がありその現れが二本の玉垣親柱として残されているのだと信じます。

◎写真1は、正面入口にある横綱時代の奉納によるものです。高さ1m30cm、角の一边が30cm、とい

う立派なもので、一の鳥居を背影にして建っている晴れがまし気な様子は、色白で錦絵にもなった、という華麗な小錦の土俵入りの姿がほうふつとしてきます。後に見える建物は、琴平会館です。

写真の2は、一二六号旧国道横芝寄りの角に建っているもので、恐らく十両若しくは幕内時代に奉納したものでしょう。高さ95cm、角の一边が21cm、と、横綱時代に奉納されたものに比べて形も小さく、場所も謹しやかに見えます。刻んである文字も東京力士、とのみであるのも噂に聞く温和な努力家としての小錦の人柄が忍ばれます。

そして、巡業途路、大銀杏に結った鬘を風になびかせ、付人に境内の此処彼処を説明しながら琴平様に参詣する青年小錦関の姿が、ほほ笑ましく思い浮ぶではありませんか。この玉垣の辺りからは、横芝町行政区域に入ります。向う側に見える民家も、また自転車も総て横芝町の皆さんのものです。(養護老人ホーム小沢所長寄稿)

公給領収書を
受け取りましょう

飲食等をした際料理飲食等消費税は、支払額の十パーセント課せ

られますが、同税が正しく申告納入されるよう公給領収書をお受け取りください。

一、料理飲食等消費税が課税される場合

▽料理店、バー、キャバレーで

遊興、飲食したとき。

▽旅館で、一人一泊三千四百円

をこえた宿泊料金を支払ったとき。

▽旅館で一人一回千七百円をこ

えた休憩料金を支払ったとき

▽飲食店(バー、キャバレーを

除く。)で、一人一回千七百円をこえた飲食料金を支払ったとき。

二、公給領収書が発行されない場合

合次のような場合は、公給領収書は発行されません。

▽旅館、飲食店等を利用しても

料金が免税点以下のとき。

▽料金が、前払制となっているとき。

▽旅館、大衆飲食店等で、免税点をこえる利用客が、極めて少ない店のとき。

▽私製領収書の使用を認められ県の検査済印が押印されている私製領収証を使用している店を利用したとき。

▽会計機(レジスター等)による私製領収証の使用を認められている店を利用したとき。